

平成31年4月

# 森林経営管理法が施行されます

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者自らが適切に経営・管理できない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ、新たな制度がスタートします。

## 森林を手入れすると地域の安全・安心につながります

手入れがされた森林は、国土保全、雨水をろ過して地下水として蓄え土砂崩れなどを防ぐ、地球温暖化防止など、公益的機能を持続的に発揮します。



間伐が遅れた人工林

## 森林所有者の責務を明確化しています

新たな法律では、「適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。」と、森林所有者の責務を明確化しています。

※「適時に」とは、「適切な時期に」という意味で、市町村森林整備計画に定められた

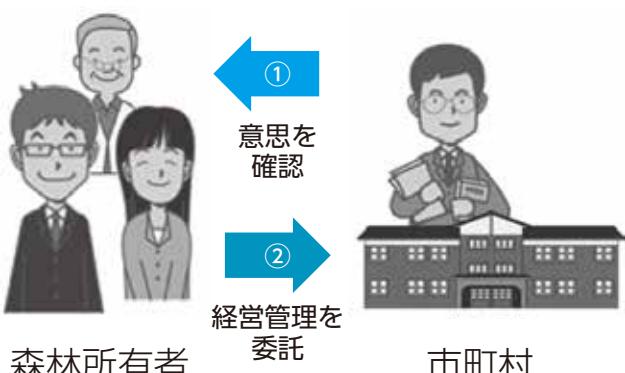
標準的な施業方法から著しく逸脱せずに、伐採、造林及び保育を実施することです。なお、標準伐期齢に達したら、即主伐するということではありません。

適切に経営管理を行なうことが難しい場合

※自ら施業したり、あるいは林業事業体へ経営委託して、適切な経営・管理を行っている森林所有者に対しては、経営管理を継続できるよう、引き続き支援してまいります。

- ①市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、意向を確認します。  
②森林所有者が「市町村に任せたい」と希望したときは、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

- 市町村に森林を委ねていただいた場合、  
③林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託します。  
④林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



### 〈お問い合わせ先〉

熊本県農林水産部森林局森林整備課  
TEL 096 (333) 2441

または

南阿蘇村役場 農政課 林務整備係  
TEL (67) 2706

林業の成長産業化と  
森林資源の適切な管理の  
両立を目指します

